

独立行政法人自動車事故対策機構 中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

組織運営に柔軟性・機動性をもたせ、効率的な業務体制の構築を図ること。

(2) 人材の活用

業務に必要な役職員を確保するとともに、組織の一層の活性化を図ること。

(3) 業務の運営の効率化

①指導講習業務

職員による講師の担当、ITの活用、開催場所の集約化など業務の効率化や自己収入の増加を図ること等により、自己収入比率^(注1)について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上とすること。

(注1) 自己収入比率=自己収入(手数料収入等) / 総収入(=総経費)

②適性診断業務

職員によるカウンセリングの実施、ITの活用による統計業務の合理化等業務の効率化や自己収入の増加を図ること等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上とすること。

③重度後遺障害者に対する援護業務

(療護センター)

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供すること。

イ 受託検査の受入や経費節減等により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を節減すること。

(介護料支給)

介護料支給事務について、事務処理の見直し、ITの活用等により、事務の効率化を図ること。

④交通遺児等への支援業務

ア 交通遺児等への貸付に関し、適切な債権管理をより効率的に行うとともに、債権回収率90%以上を確保すること。

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施すること。

⑤情報提供業務

自動車アセスメントの実施に当たり、適切なコスト管理を行い、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間中に、削減すること。

⑥業務全般

業務処理の改善等により業務運営の効率化を図ること。特に、一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で10%程度に相当する額を削減する。

なお、人件費(退職手当等を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととする。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 指導講習業務

① 運行管理者の運行管理能力の向上を図るため、受講者・事業者のニーズに応じ、受講者・事業者の利便性の向上を図るとともに、実践的な活用がしやすいよう講習内容の充実を行う等効果的な講習方法の実施を図ること。

② 職員の資質の向上を図るとともに、個別事業者の特性に応じたサービスを提供するため、事故防止相談をはじめとする事故防止コンサルティングの実施を検討すること。

③ 指導講習と適性診断の有機的連携を深めること。

④ 受講者・事業者のニーズや活用状況を適切に把握し、その結果を指導講習の内容に反映すること。

⑤ 以上により、事業者の運行管理の充実・改善を促進し、事故防止効果を高

めること。

(2) 適性診断業務

- ① 診断内容の高度化、受診者・事業者利便の向上等を図るため、診断機器の研究開発・導入を行うこと。
- ② 診断結果を運転・運行管理に効果的に活用するため、助言内容の充実やカウンセリングの実施や指導講習との有機的な連携により、診断結果をより一層わかりやすく適切に提供すること。
- ③ 職員の資質の向上を図るため、研修制度の充実、カウンセリング技術の取得等を行うこと。
- ④ 受診者・事業者のニーズや活用状況を適切に把握し、その結果を適性診断の内容、診断結果の提供等に反映すること。
- ⑤ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高めること。

(3) 重度後遺障害者に対する援護

- ① 療護センターにおいては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高めること。
- ② 専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表を行うこと。
- ③ 地域医療への貢献として、高度先進医療機器の検査受託を行うこと。
- ④ 重度後遺障害者に対し、被害者の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化すること。

(4) 交通遺児等に対する支援業務

交通遺児等に対し、必要な育成資金の無利子貸付けを実施するとともに、精神的支援を強化すること。

(5) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度について効果的な周知宣伝を行うこと。

(6) 情報提供業務

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能指標（車種類型別の総合評価（☆の数^(注2)）の直近2カ年の平均値）について、中期目標期間の

最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%以上改善させること。

（注2）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

- ② 質の高いアセスメント試験の実施を行うとともに、試験をより一層充実するため、車両の安全性能に関する試験項目の拡充・試験内容の改善を図ること。
- ③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を行うこと。
- ④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供すること。

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

5. その他業務運営に関する重要事項

（1）施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行うこと。

（2）人事に関する事項

業務を的確かつ効率的に遂行するため、職員の能力開発を促進するとともに、適正な要員数とするよう務める。